

要介護認定調査の受託希望者(個人)を募集します！

鳥栖地区広域市町村圏組合(介護保険課)から委託を受けて、要介護認定調査業務を個人で行っていただける方を下記のとおり募集します。

応募する人は、必要書類を令和6年4月15日(月)～5月10日(金)17時までに鳥栖地区広域市町村圏組合(〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1)へ持参又は郵送してください。(同日必着)

面接にて選考を行いますが、結果は可否に関係なく全員に通知します。

申込方法など詳しくは、同組合介護保険課認定係(Tel0942-81-3315)へ。

業 務 名	要介護認定調査の受託
業 務 内 容	要介護認定申請者の自宅または入院(入所)先を訪問し、申請者に面接して心身の状況等の調査を行い、調査情報をパソコンに入力する。
資 格	<p>以下の(1)から(3)を全て満たす方</p> <p>(1)調査に必要な移動手段(自家用車)が確保できる方</p> <p>(2)介護保険に係る事業所に所属していない方</p> <p>(3)次の①②のいずれかに該当する方</p> <p>①介護支援専門員又は以下の要件(補足1又は補足2)に該当する方で、介護に係る実務の経験が5年以上ある方</p> <p>②認定調査に従事した経験が1年以上ある方</p> <p>(補足1)以下の資格を有する方(介護保険法施行規則第113条の2第一号より)</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士又は精神保健福祉士</p> <p>(補足2)イ又はロに該当する方(介護保険法施行規則第113条の2第二号より)</p> <p>イ 以下の施設の従業員又はこれに準ずる者</p> <p>デイサービス、短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、介護老人保健施設、介護医療院その他これらに準ずる施設</p> <p>ロ 以下の事業その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する計画相談支援、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業</p>
募 集 人 数	若干名

委 託 料	4,840円/1件 (研修期間は、2,200円/1件)
申 込 期 間	令和6年4月15日(月) ~ 5月10日(金) 17時 必着
面 接 日	令和6年5月20日(月)予定
採 用 予 定 日	令和6年6月予定 ※6月~7月に研修あり
必 要 書 類	① 市販の履歴書に写真を添付したもの ② 資格等を証明する書類の写し
申 込 書 提 出 先	〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 認定係